

緑 区公告第 56 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月19日

横浜市 緑区長 佐藤 康博

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	令和8年度 国民健康保険料督促状（6月期分） ----- -----	
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

	氏名又は名称	通知年月日
1	古田 浩毅	令和8年7月17日
2	MUNKHJARGAL SUKHTULGA	令和8年7月27日
3	新岡 セイト`ファハト`東洋	令和8年7月22日
4	DHAKAL DHUNGANA GITA	令和8年8月3日
5	LE MINH HOAN	令和8年8月13日
6	池野 真悟	令和8年8月3日